

令和3年6月10日

保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義隆  
〔公 印 省 略〕

### 公立幼稚園及びこども園等の再開について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

この度、市内の感染状況を踏まえて公立小中学校が学校再開となることから、下記のとおり公立幼稚園及びこども園等についても再開することとなりました。

また、登園再開後においても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の保育施設を含む保育所等は、**沖縄県緊急事態宣言の発令期間中（5月23日～6月20日）は、「家庭保育の協力要請」期間**として実施しておりますので、貴施設の保護者へ別添通知書にてお知らせしていただきますようお願いいたします。

#### 記

1 通知における適用期間

令和3年6月14日（月）以降

2 添付資料

保護者あて通知「公立幼稚園及びこども園等の再開について（通知）」

3 登園（再開）となる保育施設等

◎公立幼稚園（私立幼稚園については同様の要請とする）

◎公立こども園（私立こども園については同様の要請とする）

◎子どもホッ！とステーション（4箇所）

4 利用時間の変更となる施設

◎預かり保育…通常受入れ（午後から）とする。（私立については同様の要請とする）

◎放課後児童クラブ…通常受入れ（午後から）とする。

5 利用制限を行う施設

◎子どもセンター、とのすく児童館、こっこーま…利用制限期間を6月20日まで延長

※利用制限：母子同伴のみ午前中利用可、午後は原則利用禁止

6 その他（保育施設等を利用する際の判断基準など）

◎家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園（利用）停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は登園（利用）可とする。

◎国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。